

石巻市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第12回）	平成25年6月13日（木） 14:50～15:40
	前回（第11回）	平成25年3月21日（木） 14:30～15:20
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	<p>市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市立町二丁目5番地区第一種市街地再開発事業 ・石巻市湊西地区被災市街地復興土地地区画整理事業 ・石巻市新門脇地区被災市街地復興土地地区画整理事業（変更） <p>集団移転促進事業（8地区：特例措置の追加）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 桃浦地区防災集団移転促進事業 ② 小網倉浜・清水田浜地区防災集団移転促進事業 ③ 給分浜地区防災集団移転促進事業 ④ 十八成浜地区防災集団移転促進事業 ⑤ 泊浜地区防災集団移転促進事業 ⑥ 大浜地区防災集団移転促進事業 ⑦ 月浦地区防災集団移転促進事業 ⑧ 羽坂・桑浜地区防災集団移転促進事業 	
出席者	石巻市	震災復興部次長 堀内 賢市 〃 復興政策課長 大塚 智也 〃 区画整理課技術課長補佐 草刈 明彦 〃 集団移転対策課技術課長補佐 大壁 勇彦 産業部 農林課技術課長補佐 村上 秀樹
	復興庁	宮城復興局政策調査官 藤田 文彦 〃 主査 児玉 昌也
	国土交通省	国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官 鈴木 豪
	農林水産省	林野庁計画課長補佐 城 風人
		東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
		東北森林管理局宮城北部森林管理署長 飯田 裕一
	学識経験者	東北工業大学教授 稲村 肇 宮城県森林審議会委員 川村 正司
宮城県	土木部都市計画課技術課長補佐（総括担当） 藤田 仁 土木部復興まちづくり推進室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 農林水産部農業振興課長 高瀬 修 農林水産部林業振興課技術参事兼課長 永井 隆暁 環境生活部自然保護課長 三坂 達也 震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉	

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

石巻市復興整備協議会規約第7条により、石巻市長代理人の堀内震災復興部次長が議長となる。

（石巻市震災復興部次長 堀内）

石巻市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（石巻市事務局 震災復興部復興政策課長 大塚）

【様式第2により説明】

（石巻市震災復興部次長 堀内）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（石巻市震災復興部次長 堀内）

今回の石巻市復興整備計画では、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明願います。

（石巻市事務局 震災復興部区画整理課技術課長補佐 草刈）

【様式第2に添付する都市計画図書（土地区画整理事業関係）について説明】

（石巻市震災復興部次長 堀内）

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県都市計画課から補足することはございませんか。

（宮城県土木部都市計画課技術課長補佐 藤田）

特になし。

（石巻市震災復興部次長 堀内）

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

(石巻市震災復興部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(石巻市事務局 産業部農林課技術課長補佐 村上)

【様式第8について説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市震災復興部次長 堀内)

では、この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局 農村計画部の清水課長様、いかがですか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

計画に記載された事業の土地利用方針について異存ありません。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の процедуруワンストップ処理することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 産業部農林課技術課長補佐 村上)

【様式第5について説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県林業振興課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部林業振興課技術参事兼課長 永井)

【地域森林計画区域の変更に関する公告・縦覧を行い、意見書の提出はなかったことを補足説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

宮城県森林審議会委員の川村様、いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

計画に記載された内容について、異存はありません。
急斜面の法面保全等、防災対策に万全を期してください。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

続いて、東北森林管理局宮城北部森林管理署長の飯田様、いかがでしょうか。

(東北森林管理局宮城北部森林管理署長 飯田)

計画に記載された内容について、異存はありません。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

続いて、林野庁計画課長補佐の城様、いかがでしょうか。

(林野庁計画課長補佐 城)

計画に記載された内容について、異存はありません。

斜面を削る法面工事等においては、十分に安全配慮をしてください。

77ページ、十八浜地区における図面の区域北西部分に、細長い緑地・法面は何を整備するものでしょうか。

(石巻市事務局 集団移転対策課技術課長補佐 大壁)

水路敷です。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

その他、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市震災復興部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の процедуруワンストップ処理することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 震災復興部集団移転対策課技術課長補佐 大壁)

【変更地域別概要について説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県地域復興支援課から補足することはございませんか。

(宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷)

特になし。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。
東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

(東北工業大学教授 稲村)

計画に記載された内容について、異存はありません。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

続いて、国土交通省国土政策局の鈴木様、いかがでしょうか。

(国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官 鈴木)

計画に記載された内容について、異存はありません。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

その他、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市震災復興部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 震災復興部集団移転対策課技術課長補佐 大壁)

【様式10について説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(東北工業大学教授 稲村)

移転先の住宅用地について、すべて100坪としているのはなぜですか。

(石巻市事務局 集団移転対策課技術課長補佐 大壁)

国土交通省のガイダンスに基づく最大値を適用しています。漁業従事者の場合、倉庫等の用地も必要となること等を考慮し、100坪に統一したところです。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

その他、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市震災復興部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 震災復興部集団移転対策課技術課長補佐 大壁)

【様式17について説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県自然保護課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県環境生活部自然保護課長 三坂)

【自然公園の行為許可に関する許可基準の特例告示について補足説明】

(石巻市震災復興部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市震災復興部次長 堀内)

最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(石巻市震災復興部次長 堀内)

では、今回の復興整備計画全体について了承されました。

以上で議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐)

○協議結果

- ・市街地開発事業（2地区：湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業、新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業【変更】）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定（変更）について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（2地区：小網倉浜・清水田浜地区、十八成浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく地域森林計画区域の変更について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（2地区：小網倉浜・清水田浜地区、十八成浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（6地区：桃浦地区、給分浜地区、十八成浜地区、泊浜地区、大浜地区、月浦地区）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業（3地区：小網倉浜・清水田浜地区、給分浜地区、十八成浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく都市計画法の開発許可について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（2地区：小網倉浜・清水田浜地区、羽坂・桑浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく自然公園の行為許可について協議会です承された。